

(別紙)

水道料金調査集計表(上水道事業1/2)

令和2年(2020年)4月1日現在

事業者	区分	基本 水量 (m3)	基本料金 (円)	超過料金		メーター 使用料 (円)	消費税等	水道使用料金(1ヶ月当り)			施行年月日	料金体系	備考
				区分 (m3)	料金 (円)			10m3の場合 (円)	15m3の場合 (円)	20m3の場合 (円)			
大津市		0	1,111.00	0~10	5.50	-	込	1,166	1,969	2,772	R1.10.1	口径別	
				11~30	160.60								
				31~50	185.90								
				51~100	210.10								
				101~200	235.40								
				201~	260.70								
彦根市		10	1,000	11~30	130	-	別	1,100	1,815	2,530	H11.1.1	口径別	2ヶ月徴収
				31~100	160								
				101~	180								
近江八幡市		20	2,662	21~60	171.60	-	込	1,331	2,189	3,047	R1.10.1	口径別	2ヶ月徴収
				61~100	187.00								
				101~200	202.40								
				201~400	220.00								
				401~1000	234.30								
				1001~	253.00								
草津市		20	1,900	21~40	120	120	別	1,111	1,771	2,431	H15.12.1	用途別	2ヶ月徴収
				41~70	150								
				71~200	220								
				201~6000	270								
				6,001以上	220								
守山市		0	524	1~20	87	-	別	1,245	1,840	2,440	H26.4.1	口径別	2ヶ月徴収
				21~50	109								
				51~200	150								
				201~500	179								
				501~3000	219								
				3001~	230								
栗東市		20	1,980	21~40	125	-	別	1,089	1,776	2,464	H25.7.1	口径別	2ヶ月徴収
				41~60	130								
				61~100	140								
				101~200	150								
				201~600	160								
				601~1000	170								
1001~	175												
甲賀市		10	1,290	11~20	170	-	別	1,419	2,354	3,289	R1.10.1	口径別	2ヶ月徴収
				21~30	190								
				31~60	215								
				61~200	235								
				201~	255								
野洲市		0	840	0~20	69	-	別	1,221	1,848	2,541	H29.4.1	従量制	2ヶ月徴収
				21~30	114								
				31~70	126								
				71~150	137								
				151~200	149								
				201~300	166								
301~	189												
湖南市			1,800	1~10	63	-	別	1,914	2,502	3,091	H26.4.1	口径別	2ヶ月徴収
				11~20	105								
				21~40	107								
				41~100	162								
				101~200	200								
				201~	239								

(注)・令和2年4月1日現在における家庭用料金(口径別料金体系の場合は13mm)について記入
・基本水量、基本料金、超過料金、メーター使用料欄については、条例で定められている金額等を記入
・水道使用料金(1ヶ月当り)欄については、使用水量が10m3、15m3、20m3の場合毎の消費税等を含む料金を記入
なお、2ヶ月料金等の場合は、1ヶ月当り料金に換算して記入

(別紙)

水道料金調査集計表(上水道事業2/2)

令和2年(2020年)4月1日現在

事業者	区分	基本 水量 (m3)	基本料金 (円)	超過料金		メーター 使用料 (円)	消費税等	水道使用料金(1ヶ月当り)			施行年月日	料金体系	備考	
				区分 (m3)	料金 (円)			10m3の場合 (円)	15m3の場合 (円)	20m3の場合 (円)				
高島市		10	1,300	11~30	90	-	別	1,210	1,705	2,255	H27.4.1	口径別	2ヶ月徴収	
				31~100	100									
				101~200	130									
				201~500	150									
				501~	170									
東近江市		10	1,570	11~	157	-	別	1,720	2,590	3,450	H30.4.1	口径別		
米原市			440	0~30	121	66	込	1,716	2,321	2,926	R1.10.1	口径別		
				31~	165									
日野町		5	1,600	6~10	100	-	別	2,310	3,300	4,290	H26.4.1	口径別		
				11~	180									
竜王町		15	3,000	16~	125	50	別	3,350	3,350	4,037	H26.4.1	口径別		
豊郷町		10	1,400	11~30	130	-	別	1,540	2,255	2,970	H29.4.1	口径別		
				31~100	150									
				101~	170									
甲良町		10	1,500	11~	150	-	別	1,650	2,470	3,300	H11.7.1	口径別		
多賀町			400	0~10	120	-	別	1,760	2,585	3,410	H29.4.1	口径別		
				11~30	150									
				31~50	160									
				51~1000	180									
				1001~	170									
長浜水道企業団	長浜 虎姫 近江	10	1,257	11~20	157	-	込	1,257	2,042	2,827	R1.10.1	用途別		
				21~40	180									
				41~	193									
	びわ 浅井	10	1,257		11~20	157	-	込	1,257	2,042	2,827	R1.10.1	口径別	
					21~40	180								
					41~100	188								
					101~	193								
	高月		15	1,500	16~	100	50	別	1,705	1,705	2,255	R1.10.1	口径別	
	木之本		10	1,620	11~20	115	80	別	1,870	2,500	3,130	R1.10.1	口径別	
					21~50	139								
					51~70	209								
					71~90	257								
91~					207									
愛知郡広域 行政組合		10	1,239	11~50	96	-	別	1,360	1,890	2,410	H26.4.1	口径別		
				51~200	105									
				201~	115									

(注)・令和2年4月1日現在における家庭用料金(口径別料金体系の場合は13mm)について記入

・基本水量、基本料金、超過料金、メーター使用料欄については、条例で定められている金額等を記入

・水道使用料金(1ヶ月当り)欄については、使用水量が10m3、15m3、20m3の場合毎の消費税等を含む料金を記入

なお、2ヶ月料金等の場合は、1ヶ月当り料金に換算して記入